

国立健康危機管理研究機構（JIHS）に関するこれまでの動きと 中期目標の構成等について

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課
国立健康危機管理研究機構設立準備室

国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）の概要

法律の趣旨

感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立する。

法律の概要

○国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の創設

（1）機構の組織（法人形態、役職員、服務）

- ① 機構は特別の法律により設立される法人（特殊法人）とし、政府の全額出資によるものとする。
- ② 機構に理事長・副理事長・理事・監事を置き、理事長・監事については大臣が任命し、副理事長・理事については、理事長が大臣の認可を受けて任命するものとする。
- ③ 調査・研究・分析・技術の開発に従事する役員及び職員の給与等について、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性等の考慮規定を設ける。
- ④ 機構の役員及び職員について、服務の本旨・職務忠実義務・誓約書提出義務を設け、違反した場合の制裁規程を設ける。

（2）機構の業務

- ① 機構は以下の業務を行う。
 - ・ 感染症その他の疾患に係る予防・医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うとともに、これに密接に関連する医療を提供する。
 - ・ 予防・医療に係る国際協力に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行う。また、国内外の人材の養成及び資質の向上を行う。
 - ・ 感染症等の病原等の検索及び予防・医療に係る科学的知見に関する情報の収集・整理・分析・提供を行う。
 - ・ 病原体等の収集・検査・保管及びその実施に必要な技術開発・普及等を行うほか、地方衛生研究所等に対し研修等の支援を行う。
 - ・ 科学的知見を内閣総理大臣（内閣感染症危機管理統括庁）及び厚生労働大臣（感染症対策部）に報告する。
 - ・ 上記のほか、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターの業務を引き継いで実施する。
- ② 厚生労働大臣は、健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発に関する審議会の意見聴取を行った上で、中期目標（6年）を定め、機構は中期目標に基づき中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける。
- ③ 厚生労働大臣は、毎事業年度の終了後、機構の業務の実績評価を行う。その際、研究開発に関する審議会の意見を聴くとともに、中期目標期間における業務の実績見込みに関する評価を行ったときは、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に評価結果を通知しなければならない。

（3）機構の監督

厚生労働大臣は、報告徴収・立入検査を行うことができる。また、必要があると認めるときは、監督上必要な命令をすることができる。

（4）その他

国立感染症研究所の職員に関する経過措置、国立国際医療研究センターの解散に伴う措置、機構の設立準備に係る規定の整備等を行う。

施行期日

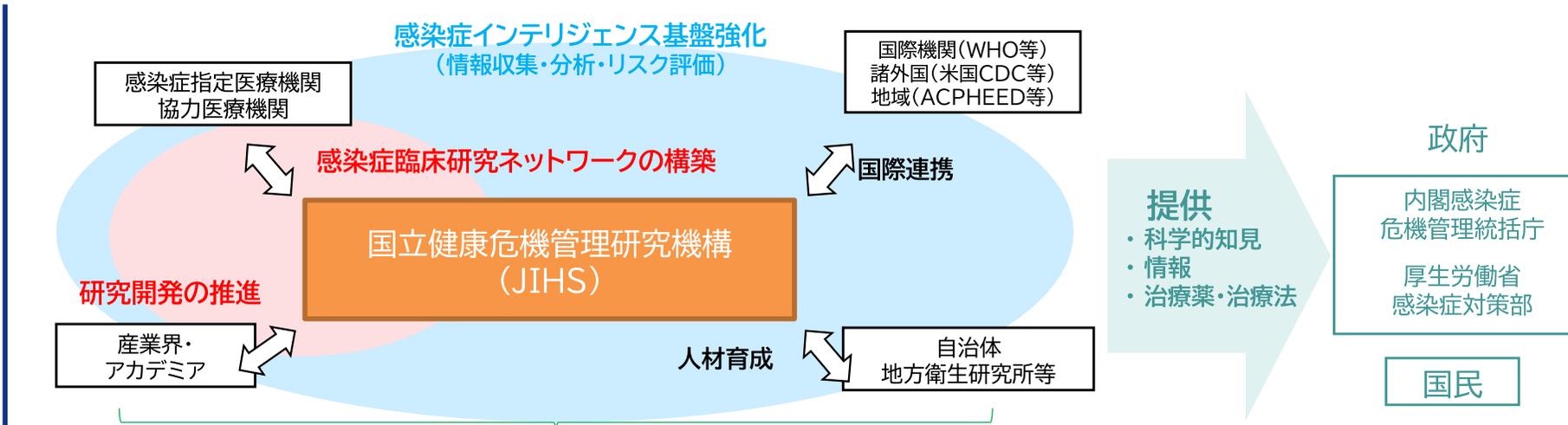
令和7年4月1日（ただし、（4）のうち機構の設立準備に係る規定等は公布の日）

国立健康危機管理研究機構（JIHS）の目的・機能

1 機構の目的

- 令和5年5月に国立健康危機管理研究機構法が成立し、**内閣感染症危機管理統括庁・厚生労働省感染症対策部**に科学的知見を提供する「**新たな専門家組織**」として、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に**国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security、略称 JIHS ジース）**が設立される。
- **新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）**においては、次の感染症危機への備えをより万全にしていくため、JIHSが果たす役割として「①情報収集・分析・リスク評価、②科学的知見の提供・情報発信、③研究開発や臨床研究等のネットワークのハブ、④人材育成、⑤国際連携」が求められている。

2 機構の機能



<機構の業務>

- 感染症その他の疾患に係る予防・医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うとともに、これに密接に関連する医療を提供する。
- 予防・医療に係る国際協力に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行う。また、国内外の人材の養成及び資質の向上を行う。
- 感染症等の病原等の検索及び予防・医療に係る科学的知見に関する情報の収集・整理・分析・提供を行う。
- 病原体等の収集・検査・保管及びその実施に必要な技術開発・普及等を行うほか、地方衛生研究所等に対し研修等の支援を行う。
- 科学的知見を内閣総理大臣（内閣感染症危機管理統括庁）及び厚生労働大臣（感染症対策部）に報告する。
- 上記のほか、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターの業務を引き継いで実施する。

機構設立に向けたこれまでの対応状況と中期目標策定に係る今後の主な予定

令和5年5月 法案成立

令和5年夏～ 設立に向けた検討

- 「国立健康危機管理研究機構の創設に向けて～感染症に不安を抱くことのない社会の実現～」(令和6年4月9日国立健康危機管理研究機構準備委員会)をとりまとめ、新機構が担うべき機能等を整理。略称を「JIHS(ジース)」に決定。
- 設立日を令和7年4月1日に決定。

令和6年7月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 閣議決定

令和6年9月 国立研究開発法人審議会高度専門医療研究評価部会において、NCGMについての「業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容(案)」を審議、とりまとめ

国立研究開発法人審議会に「JIHS評価準備部会」を設置

令和6年10月 総務省独立行政法人評価委員会評価部会において、「令和6年度中に中(長)期目標期間が終了する法人に係る次期目標の策定等に向けた論点について」を審議

令和6年11月19日 第1回JIHS評価準備部会

今後 部会のご議論を踏まえ中期目標(案)をとりまとめ、法定の意見聴取を実施(健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会等)

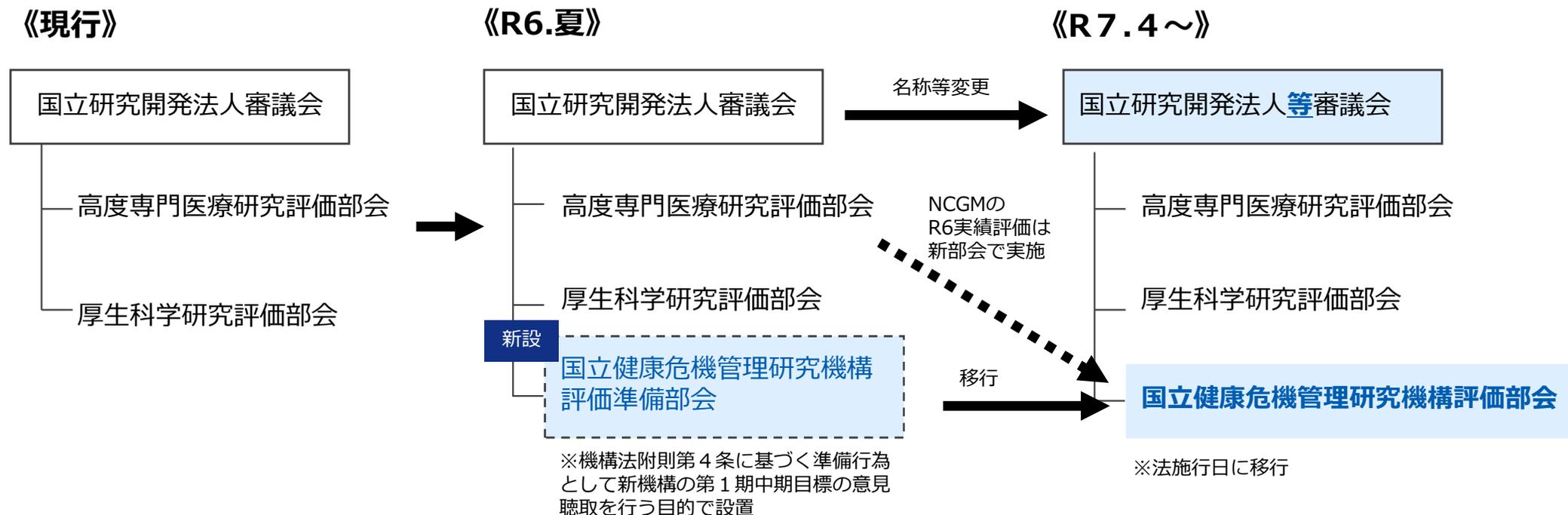
令和7年4月 国立健康危機管理研究機構(JIHS)設立、厚生労働大臣が機構に中期目標を指示

① 国立健康危機管理研究機構の評価等の事務の追加に伴う審議会名の変更

- 国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)に基づき、国立健康危機管理研究機構(JIHS)の中期目標に係る意見聴取先等を現国立研究開発法人審議会とする。これに伴い、同審議会の審議事項に追加するとともに、名称を「国立研究開発法人等審議会」に改める。(令和7年4月1日施行)

② 国立健康危機管理研究機構の評価等担当部会の新設

- JIHSの中期目標等に係る意見聴取先として「国立健康危機管理研究機構評価部会(仮称)」を新設する。(令和7年4月1日設置)
- 令和7年4月1日の法施行までの間は、国立健康危機管理研究機構法附則第4条に基づく準備行為として、同部会の準備部会を立ち上げ、JIHSの第1期中期目標に係る意見聴取手続を行う。(令和7年4月1日をもって準備部会は国立健康危機管理研究機構評価部会に移行)



中期目標の作成に当たっての諸前提

- 機構の中期目標については、機構法第27条において、定めるべき事項が規定されている。また、同法第43条（独法通則法第28条の2）に基づき、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）における国立研究開発法人に係る規定が準用されることとなる見込み^(※)。（※）年内に改正予定
- さらに、今後、総務省独立行政法人評価制度委員会から、中期目標策定に係る留意事項が示される予定。

【機構法における中期目標に係る規定】

- 国立健康危機管理研究機構法（抄）
（中期目標）

第二十七条 厚生労働大臣は、六年間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項
- 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3～7 （略）

【「独立行政法人の目標の策定に関する指針」において国立研究開発法人の目標について示されている内容（ポイント）】

- 「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めなければならない。
- 中長期目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設ける。
- 「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」においては、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適切かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりを明示し、当該まとまりごとに目標を策定。
- 研究開発に係る目標については、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示。評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要。評価軸と関連する指標等として、アウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定。
- 重要度・困難度の設定を行う場合は、有識者等の意見を聴き、理由を明確に記載する。

国立健康危機管理研究機構 中期目標の柱立て（案）

○ 機構法の規定等を踏まえ、中期目標の柱立て（案）は以下のとおり。

第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割等

第2 中期目標の期間

第3 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項

第4 研究開発の成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項

第5 業務運営の効率化に関する事項

第6 財務内容の改善に関する事項

第7 その他業務運営に関する重要事項

参照条文①

◆国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）（抜粋）

（目的）

第一条 国立健康危機管理研究機構は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、感染症並びにそれ以外の疾患でその適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）並びに予防及び医療に係る国際協力に関し、調査、研究、分析及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する高度かつ専門的な医療の提供、人材の養成等を行うとともに、感染症その他の疾患に係る病原体等の検査等及び医薬品等の試験等を行うことにより、国内における感染症のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の予防及びその拡大の防止並びに国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第二十三条 機構は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 感染症その他の疾患に係る予防及び医療に関し、研究開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 予防及び医療に係る国際協力に関し、研究開発を行うこと。
- 四 感染症その他の疾患に係る予防及び医療並びにこれらに係る国際協力に関し、人材の養成及び資質の向上を図ること。
- 五 感染症その他の疾患に係る病原及び病因の検索並びに予防及び医療に係る科学的知見に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うこと。
- 六 感染症その他の疾患に係る病原体及び毒素の収集、検査及び保管並びにこれらの実施に必要な技術並びに試薬、試料及び機械器具の開発及び普及を行うこと。
- 七 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等の職員に対する前二号に掲げる業務に係る研修、技術的支援その他の必要な支援を行うこと。
- 八 感染症その他の疾患の予防及び医療に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、試験及び試験的製造並びにこれらの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の生物学的検査及び試験に必要な標準品の製造を行うこと。
- 九 使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと。

- 十 食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験及び検査を行うこと。
- 十一 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 十二 機構及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号。以下「高度専門医療国立研究開発法人法」という。）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- 十三 機構の研究開発の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 十四 感染症法第六十五条の四に規定する事務及び感染症法第六十五条の五に規定する権限に係る事務を行うこと。
- 十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2～4 （略）

（中期目標）

第二十七条 厚生労働大臣は、六年間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項
 - 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人通則法第十二条に規定する独立行政法人評価制度委員会（以下「独立行政法人評価制度委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定により中期目標に係る意見を聴こうとするときは、機構の研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十条第六項及び第三十二条第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、国家行政組織法（昭和三十二年法律第百二十号）第八条の規定に基づき厚生労働省に置かれる合議制の機関で政令で定めるもの（以下「研究開発審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5～7 （略）

参照条文②

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十条 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 機構は、前項の規定による評価のほか、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期が第十二条第一項ただし書の規定により定められた場合又は附則第二条第三項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる理事長の任期が同条第四項の規定により定められた場合には、それらの理事長（以下この項において「最初の理事長」という。）の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の理事長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。

3～5 (略)

6 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発審議会の意見を聴かなければならない。

7～9 (略)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十二条 厚生労働大臣は、第三十条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、機構の業務における個々の事務又は事業の継続の必要性、組織の在り方その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発審議会の意見を聴かなければならない。

3～7 (略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十三条 独立行政法人通則法(略)の規定は機構について、同法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十八条の三及び第三十五条の二の規定は機構の中期目標及び評価について準用する。
(略)

附 則

(健康・医療戦略推進本部等への意見聴取等)

第四条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発審議会の意見を聴くこと並びに財務大臣との協議を行うことができる。

◆独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抜粋）

(評価等の指針の策定)

第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

参照条文③

◆国立健康危機管理研究機構法施行令（令和6年政令第266号）（抜粋）

※ 令和6年8月20日公布。

第3条の施行日は、機構法の施行の日（令和7年4月1日）であり、今年度行う準備行為については機構法附則第4条の規定に基づく手続きとなる。

（研究開発に関する審議会）

第三条 法第二十七条第四項に規定する政令で定める合議制の機関は、国立研究開発法人等審議会とする。

附 則

第二十三条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

（略） ※下表参照

第二十四条 厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

（略） ※下表参照

	改正後	現行
厚生労働省組織令	<p>（設置）</p> <p>第百三十二条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。</p> <p><u>国立研究開発法人等審議会</u> 疾病・障害認定審査会 援護審査会</p> <p>（国立研究開発法人等審議会）</p> <p>第百三十二条の二 <u>国立研究開発法人等審議会</u>は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>国立研究開発法人等審議会</u>に関し必要な事項については、<u>厚生労働省国立研究開発法人等審議会令</u>（平成二十七年政令第百九十四号）の定めるところによる。</p>	<p>（設置）</p> <p>第百三十二条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。</p> <p><u>国立研究開発法人審議会</u> 疾病・障害認定審査会 援護審査会</p> <p>（国立研究開発法人審議会）</p> <p>第百三十二条の二 <u>国立研究開発法人審議会</u>は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>の規定</u>に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>国立研究開発法人審議会</u>に関し必要な事項については、<u>厚生労働省国立研究開発法人審議会令</u>（平成二十七年政令第百九十四号）の定めるところによる。</p>
厚生労働省国立研究開発法人審議会令	<p><u>厚生労働省国立研究開発法人等審議会令</u></p> <p>（組織）</p> <p>第一条 厚生労働省の<u>国立研究開発法人等審議会</u>（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（庶務）</p> <p>第八条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び<u>処理する</u>。ただし、<u>国立健康危機管理研究機構法</u>（令和五年法律第四十六号）第二十七条第四項、第三十条第六項及び第三十二条第二項の規定により厚生労働大臣が意見を聴く事項に係るものについては、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課において処理する。</p>	<p><u>厚生労働省国立研究開発法人審議会令</u></p> <p>（組織）</p> <p>第一条 厚生労働省の<u>国立研究開発法人審議会</u>（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（庶務）</p> <p>第八条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において<u>処理する</u>。</p>

(参考) 法案審議における附帯決議

参議院附帯決議 (令和5年5月30日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）は、**内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省と常時情報を共有するなど、緊密な連携を確保すること。**
- 二、現に国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行っている業務が機構設立後も確実に行われるよう措置するとともに、**機構の研究開発能力の向上及び人材確保に資するために、必要な予算を確保すること。**また、両機関の職員の待遇が統合に伴って低下することがないように取り組むこと。
- 三、機構が将来の感染症有事において安全かつ有効な治療薬・ワクチンの迅速な開発に資する臨床研究に取り組むことができるよう、**機構及び関係医療機関の臨床機能強化及びネットワーク強化のための措置を講ずること。**
- 四、政府が機構へ指示又は監督を行うに際しては、**機構が提供する科学的知見の客観性を損なうことがないよう十分に留意すること。**また、政府が感染症対策に係る政策決定を行う際には、**機構が提供する科学的知見との関係性について、国民に対して丁寧な説明を行うこと。**
- 五、政府は、機構が提供する科学的知見のみならず、**政策提言についても積極的に受け入れ検討すること。**
- 六、地方自治体の感染症対応能力の更なる強化のための方策について早急に検討を行うとともに、**地方衛生研究所間の能力の格差を是正するために予算措置を含め必要な支援を行うこと。**